

令和3年5月31日（月曜日）

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会

議会会議室

出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、妻鹿幸二、三木和成、谷川真由美、大西陽介、伊藤大典

開会

9時58分

産業局

9時58分

報告事項説明

- ・新市場用地の土壌汚染対策業務に関すること

質問

10時04分

（質問）

平成30年5月15日の松岡議員の発言に対する見解で、「当初から業務委託で発注する予定であった。」という記載があるが、百条委員会で提出された資料では、松岡議員の発言として「白浜の土壌改良でええように1億3千万」云々の記載があった。

当時の対応は、道路総務課であったが、情報共有されているのか。松岡議員は、道路総務課に対して、虚偽の説明をしようとしていたという認識か。

また、当該事業の設計変更に関して、「周辺地域に振動が発生したため」とあるが、当該地域のどこで振動が発生したことが確認されたのか。

また、どのような調査を実施したのか。

（答弁）

1点目については、松岡議員の勘違いであるのか分からないが、我々が認識している事実とは異なるという意味で説明させていただいた。

2点目については、東側にある漁協の建物の内部にクラックが生じたため、振動被害の対応を考えないといけないということで検討した。

また、漁協の事務所に被害だけでなく、南東にある食品工場の事務所の2階部分の外壁にもクラックが生じている。

（質問）

本件で松岡議員の関与はないとのことであるが、先ほど指摘した松岡議員の発言は、本人のうそか勘違いであったという捉え方か。

（答弁）

我々が認識している事実とは異なるという意味である。

（質問）

松岡議員の不当とも言える多くの要求は、中央卸売市場（以下「市場」という。）の移転を盾に取ったものであるが、市場に関連する要求記録が全くない。松岡議員から直接、市場関連の要望等はなかったのか。

（答弁）

灘の松原自治会や地域の自治会等における説明会の際に、地元とのパイプ役として総括を述べている。その説明会の記録は全て取っている。

（質問）

協議会という場での記録はたくさん出てくる。それも道路建設関係だ。産業局は独自に記録を残していないのか。

（答弁）

全ての記録を会議録として保存しているが、その中に道路の件もあれば、他の件もある。

（質問）

要望等は全件記録化が原則であるが、その数にカウントしていないのか。産業局の数が非常に少ない。

（答弁）

公の説明会の場合での要望等は全て記録しているが、カウントしていない。今後は注意したい。

（質問）

公文書公開請求を行っても、産業局から資料が出てこない。公文書になっていないのか。

（答弁）

委員から2月に公文書公開請求があり、大量の説明会資料を提出したと思う。

（質問）

説明資料の提出を受けたが、それは産業局の公

文書であるとの理解でよいのか。

(答弁)

そうだ。

(要望)

この後審査予定である東部析水苑の件もそうであるが、産業局と他部署との打合せ記録を提出されたい。

なぜ、卸売市場事業特別会計（以下「市場会計」という。）から、ネットを購入する話が出てきたのか。誰と誰が話をし、市場会計から支出をすることになったのか。それが分かる資料を提出されたい。

資料請求は、東部析水苑に係るものだけでなく、全ての事柄においてだ。建設局とも打合せをしているはずだ。過程をきちんと整理して分かる資料を提供されたい。

(答弁)

次回の委員会で提出したい。

(質問)

場長や担当者は、松岡議員個人と交渉や話し合いをしているはずだ。それらの記録が見つからないというのは意図的に原局が記録していないのか、それとも隠蔽しているのか。

場長が松岡議員と公用車で長時間面談していたことが判明している。そのときの記録はあるのか。

(答弁)

記録はない。ただし、道中で何を説明したのかという記録はある。

(質問)

議事録を作成していたのか。

(答弁)

作成していなかった。

(質問)

このたび作成したのか。

(答弁)

やり取りの議事録はないが、そのときに何を説明したのかという説明資料は保存している。

(質問)

要するに、場長とは全然関係ない会議に、松岡

議員が出席するのに合わせ、公用車に同乗して、市外まで一緒に出て行って、長い時間にわたって、話し合いが行われている。

しかも、出張命令も上司にも報告を行っていない。これは、公務員の在り方として逸脱している。

しかも記録が一切ない。このような状況から考えると、市場は松岡議員との交渉について、意図的に記録を作成しても表に出さないのか、記録をわざと作成しないのか疑問を持ってしまう。

これは、公務員としてあるまじき行動を取っているのではないか。他の委員もそれを指摘している。

公用車に同乗してまで、何の話をする必要があったのか。当時の上司も知らない、一切の記録も作成しなかったことが、大きな問題に発展していったと思う。隠蔽体質の現れではないのか。

(答弁)

平成31年2月18日は、午後から松岡議員が乗る公用車に同乗して…。

(質問)

本委員会の追加の所管事項となっているので、詳細な議論はその場で行う。

産業局や市場自身が、対松岡議員との関係において、具体的な記録が全然出てこないのがおかしいと指摘している。原局と松岡議員の関係において、本来記録すべきものを意図的に記録しなかったのではないのか。

(答弁)

意図的に記録しないということは一切ない。できる範囲のことは平素から取り組んでいる。

(要望)

適当な答弁はいけない。先ほどの話になるが、勤務時間中に公用車に同乗して市外まで出て行って、一切記録に出てこない。それが誠意ある仕事と言えるのか。言動が一致していない。

そのようなところから信頼を失っていると、なぜ、認識できないのか。

一生懸命仕事をしているのであれば、なぜ、記録を作成しなかったのか。当時の上司である現副

市長も知らなかった。

記録の有無は分からないが、先ほどあった他の委員からの質問に対して、誠意ある回答を行われない。

また、記録がないのであれば、思い出すなどして、記録を作成されたい。記録がないから、対応できないでは、問題解決につながらない。

(委員長)

本件も、所管事項として、回答を求めている。記録に関しても、今の答弁では納得できるものではないため、次回、その辺りを整理して対応されたい。

(質問)

先ほどクラックが2か所で発生したとの説明があったが、その補償はどのように対応したのか。

(答弁)

請負業者から、土壌汚染対策業務完了後、全ての内装の張り替えを行うという申出があり、請負業者がクロスの張り替えを行った。

(質問)

クラックと言えば、壁にひび割れが生じたりすること等を指すが、内装の壁紙を張り替えただけで済んだのか。費用は幾らかかったのか。

(答弁)

費用は聞いていない。漁協事務所で2部屋、食品工場で1室、内装の張り替えを行った。

なお、構造体に異常はなく、先方には、内装材の張り替えで、理解をいただいた。

(質問)

クラックでも程度によると思う。構造に支障がなく、壁紙の張り替えで済む程度の振動で、1億9,000万円もの追加工事を行ったのか。

(答弁)

工法変更と工法変更に伴う土壌の掘削作業が追加されたため、大きな追加となった。

また、クラックとは関係なく、非常に軟弱な地盤が判明したため、薬剤費の追加が必要となり、約9,700万円の増額を行った。

(質問)

資料では当初計画の総事業費が6億円とあるが、計算が合わない。

(答弁)

土壌汚染対策の当初契約は6億9,314万4,000円である。

(質問)

資料のどこにその数字が示されているのか。

(答弁)

資料の2ページに、当初計画の総事業費と実際に支出した総事業費を記載しているが、その間に、入札時の落札金額があり、それが6億9,314万円余りである。

(質問)

そのような実態があるならば、きちんと資料に記載しないとイケない。

(答弁)

申し訳ない。

(質問)

もっと丁寧に、適切な数値を提示してくれないと意味が分からなくなる。クラックが発生したと言っても程度による。

内装の壁紙の張り替えで済む程度の振動であったのに、9,000万円もの増額を必要としたのは、請負業者から申出があったのか。誰が検討して、妥当であると判断したのか。

(答弁)

平成30年10月に、土壌汚染対策の作業中、埋立地の特性である振動が、想像のつかないところで発生した。

そのため、地元に対して理解をいただき、作業の進捗を目指すため、工法の変更を行った。

(質問)

工法変更は、誰からの指示であったのかを聞いている。どこでどのような議論を経て、変更を決定したのか。

(答弁)

専門家会議で意見を聞き、承認後、変更を行った。

(質問)

請負業者が出してきた概算見積書をそのまま承認したのか、それとも営繕課が設計したのか。

(答弁)

このたびの土壤汚染対策は、市場が発注している。技術的なことは、営繕課職員1人が、兼務で市場に配属されており、その職員が積算を行い、増額を決定した。

(質問)

9,000万円の内訳資料を後ほど提出されたい。

(答弁)

次回の委員会で提出したい。

(質問)

土壤汚染対策は、当初8億円ぐらいかかると概算見積りが出されており、最低制限価格がない中、落札業者が、6億9,314万4,000円で当初契約を締結している。他の業者は8億円ぐらいの金額で入札した中でだ。

しかしながら、追加工事で、最終的に8億円近い数字となっている。

先ほど、専門家会議の中で意見を伺って決定したとの説明があったが、設計や指導を行った業者は、専門家会議の座長である平田氏と関係のある会社であると承知している。この辺りの認識はどうか。

また、市場の移転に関して、地元要望を受けざるを得なかったことが、事の発端であるとの説明であったが、近隣住民に対して、事前説明を行っていたのか。それとも、関連する自治会に説明したことによって、地元説明を行ったと理解していたのか。

(答弁)

専門家会議の座長と設計請負業者との関係であるが、専門家会議の委員5人に出席してもらっているが、そのうちの1人が国際航業株式会社の中島委員である。

中島委員は、あくまでも姫路市に対する指導という立場を理解していただいた上で、今までも専門的な意見をいただいている。

市場の移転工事に關し、土壤汚染対策事業の実

施の際にはご迷惑をおかけした。その点を反省し、このたびは、それぞれの建物について、全て家屋調査を実施し、現状の建物の様子をしっかりと把握した上で進めている。

また、工事の進め方の説明については、工事請負者のほうで、範囲を広げて、近隣住民や事業者に対して何度も足を運んで説明を行い、工事を進めている最中である。

(質問)

そのような方に専門家会議に参加してもらうのであれば、関連業者が入札から辞退してもらうことが、他の業務でもあると思う。法的に問題はないのか。

先ほど近隣住民への事前説明の説明があったが、土壤汚染対策に関して、自治会に説明に行ったが、周辺住民には行っていない、振動が発生して迷惑がかかったから、次の工事の際には、説明をさせていただいたということであるが、工事は振動が生じるということを前提で、発注入札をかけていると思う。

請負業者が誠意をもって、近隣住民等に対して説明をしているとのことであるが、今現在も、迷惑がかかるようなことになっているのか。

また、当初の土壤汚染対策のときには、近隣住民への説明がなかったという理解でよいのか。

(答弁)

当初の土壤汚染対策のときも説明したと記憶している。

(質問)

説明は事前に行ったのか。また、理解を得ていたのか。

(答弁)

どの程度の理解をいただいていたかまでは定かではないが、請負業者だけでなく職員も同行しながら説明した記憶はある。

(質問)

工事の落札者が決定してからの話ではないのか。そうではなくて、姫路の市場として、土壤汚染対策を行う必要がある際に、近隣住民に対して、工

事説明を行ったのか。

(答弁)

土壌汚染対策の業者決定前には、近隣住民に説明していない。

(質問)

地元の自治会には説明しに行っていたのか。

(答弁)

土壌汚染対策を実施することは説明した。場所的によどのような工法を採るかなどの説明には至っていない。

(意見)

多かれ少なかれ、工事車両の出入りなどがあり、いろいろなことで迷惑をかけるおそれがある際は、まずは身近なところに説明に伺うことが、本当の誠意である。自治会の顔色をうかがうことだけが地元対策でないということを認識されたい。

(委員長)

法的に問題ないのかという質問への答弁はどうか。

(答弁)

法的な問題については、確認の上、回答したい。

(質問)

当初の土壌汚染対策のときに、家屋調査は行っていたのか。

(答弁)

土壌汚染対策の際には、行っていなかった。その反省に基づいて、このたびの建設工事の前に、近隣の建物について行った。

(質問)

事前に家屋調査を実施していないのであれば、補償はできないのではないのか。

どのような状況でも補償するのか。

(答弁)

事前の家屋調査が原則であると思う。

(質問)

なぜ、補償したのか。

(答弁)

このたびは、クラックが生じた現地に足を運んだところ、実際に建物内が揺れていた。また、ク

ラックについても、古いものではなく、請負業者も、これは土壌汚染対策で生じたものであると判断し、請負業者が対応するという申し出を受けた。

(質問)

請負業者が対応したという説明から腑に落ちなかった。これは、発注者責任だ。このようなことを言っていると工事はできなくなる。

家屋調査を実施せず、請負業者に責任を負わせて、工事を行うのは、もともと選択した工法が適切でなかったということだ。

この工法を選択したほうが問題で、行政としてあり得ないことをしている。

家屋調査もせずに補償することを決定して、その責任を請負業者に負わせるということは、ありえないと思うが、今まで、そのような事例があったのか。

(答弁)

私を知る限りではない。

土壌汚染調査の際に、ボーリング調査はしっかりと行っていたが、大きな岩まではなかなか把握できず、たまたまその岩に矢板が当たったために振動が発生したと想定される。振動の予測は全くできなかった。

(質問)

理由はあると思うが、市場に関しては、イレギュラーなことが多数生じている。誰の判断で業者に補償させることを決定したのか。

(答弁)

上司にも報告しているが、全庁的に対応したと記憶している。

(質問)

市長か。

(答弁)

副市長にも報告している。

(質問)

要は市場の工事であるから、全ての要望を全庁的に何とかしてほしい、要求が通らないと市場の工事が止まるという説明を産業局が関係局にしていると思っている。

先ほど資料の提出を要望したが、今回のことも副市長まで報告したのであれば、その資料があるはずだ。それが、きちんと分かるように資料を提出してもらえるか。

(答弁)

再確認したい。

(要望)

念押しするが、産業局が中心となって、建設局、下水道局に要望したこともそうであるが、他部署との打合せ記録が、市長、副市長まで上がったのか分からないが、上司に対する報告要望も含めて、誰が最終的にどのように判断したのか、分かる資料を提出してほしい。

(質問)

資料や記録提出は真摯に対応してほしい。また、クロスの張り替えについては、ひびが入ったためとの説明であったが、漁協や食品会社から市に対して、電話等で直接苦情があったのか。漁協の誰がどこへ連絡してきたのか等の記録はあるのか。あれば提出されたい。

(答弁)

確認の上、提出したい。

(質問)

先ほどの家屋補修を請負業者に対応してもらったという話であるが、これは、請負業者からの自主的な申出であったのか。

事業変更のような形で、面倒を見るから、請負業者で対応してほしいというような依頼を、行政がよくすると仄聞している。

この業務委託の内訳書について、詳細はなかなか出しづらいかもしれないが、詳細の内訳について、できる範囲で提出されたい。

また、くい打ちについては、特に大きな岩の存在が分かり、変更したとの説明であったが、先行削孔作業まで必要であったのか。工法比較した資料があると思うので、提出されたい。

(答弁)

先行削孔を選定した際の資料を次回の委員会に提出したい。

(質問)

工法比較した資料も提出されたい。

(答弁)

手元に資料がないため確認したい。

(委員長)

たくさんの資料請求が出たが、何よりも産業局として、どのような要求や連絡報告などを行ったのか見えない。次回には必ずその辺りの資料を提出されたい。

(答弁)

要望のあった資料等については、再度点検して次回の委員会で提出したい。

産業局終了

10時46分

建設局、産業局

10時47分

前回の委員会で指摘のあった資料の差し替えについて

5月17日の委員会に提出した資料のうち、「白浜市場線事業」について、松岡議員及び白浜・糸引・八木地区の自治会等の要望・関与について、「松岡議員からの要望・関与はなかった。」と記載していたが、委員会での指摘を受けて、「白浜市場線事業についての松岡議員からの要望・関与はあったが、令和3年度発注予定工事に対する個別の要望・関与はなかった。」と修正した。

同様に「糸引公園整備事業」についても、議員及び自治会等の要望・関与について、「松岡議員からの要望・関与はなかった。」としていたが、「糸引公園整備事業についての松岡議員の要望・関与はあったが、令和3年度発注予定工事に対する個別の要望・関与はなかった。」と、修正した。前回の資料の差し替えをお願いしたい。

報告事項説明

- ・浜手緑地・白浜地区の公園西側の園路補修及び日陰棚の建替えに関する事
- ・浜手緑地（白浜地区）西ゾーン園路広場整備工事
- ・浜手緑地（白浜地区）パーゴラ改築工事

質問

10時59分

(質問)

公園全体整備平面図で、公園減少分の回復について、浜手緑地全体で緑地面積の減少分を補うとの説明があったが、所管の常任委員会で説明を行ったのか。

また、アクセス道路の西側の道路の一部を公園増加箇所と表示しているが、この部分について説明されたい。

(答弁)

市場移転に伴う東、西ルート等の整備により減少する都市公園の面積を浜手緑地全体で確保するための計画である。

東ルートの移転など、全て最初から決定していたわけではなく、公安協議等もあったため、最終形は建設委員会で、まだ説明できていない。

平面図左手の道路の面積の増減について、ここは浜手緑地妻鹿地区で、もともと公園の中に広幅員の道路を整備する計画があり、緑地内に用地を確保していた。

計画幅員を見直し、道路整備に充てない部分について、公園増加箇所としたものである。

(質問)

その公園増加箇所の南北に赤線で道路をつないでいるが、現状の道路を示しているのか分からない。この部分についても説明されたい。

(答弁)

妻鹿線として今後整備を進めていく予定である。

(質問)

本所管事項とは関係ないのか。位置づけを説明されたい。

(答弁)

従来から地元からの要望もあり計画していた路線で、本所管事項とは関係がない。

(質問)

本所管事項の松岡議員の関与であるが、浜手緑地全体の整備に関して要望はあったが、個別での要望はなかったと修正された。

前回は指摘したが、資料として添付されている平成 27 年 10 月 1 日の要望書が提出されてから、

いろいろな要望が進んでいる。

個別にはなかったと言うが、行政サイドが忖度して、大きな要望に基づき、いろいろな計画が進められているのではないのかと思ってしまう。

必要以上の対応をしないと、いろいろとクレームをつけられたら大変であるという考えが根底にあったのではないか。

また、浜手緑地（白浜地区）再整備事業西ゾーンの資料を見ると、新たに駐車場を整備する計画がある。駐車場整備は要望書の中にあるが、何台分の駐車場を整備しようと計画しているのか。

また、代替公園があちこちに示されているが、具体的にはどのような公園を整備しようとイメージしているのか。

(答弁)

西側に隣接する浜手緑地妻鹿地区にあるグラウンド利用者の駐車対策のため同地区から駐車場整備の要望があった。

また、公園利用者からも、駐車場増設の要望を聞いていた。

公園管理者として、市道白浜 149 号線の一部廃止により閉鎖された用地を利用して、公園機能を回復するに当たり、地域要望である駐車場を増やそうと判断した。台数については約 80 台である。

(質問)

代替公園はどのように整備するのか。

(答弁)

代替公園の場所を示している図面は、国と協議する際に、都市公園の面積が減らないことを示す図面で、中身の整備内容まで至っていない。

(質問)

国との協議の中で、公園面積を全体として減らしてはいけない、減らした分はどこかで確保するというルールに基づいて、代替公園が示されているということか。

(答弁)

そうである。

(質問)

駐車場は、地元から要望があり必要だと思うが、

今問題となっている大型遊具が設置されている箇所にも、かなりの台数が停車できる駐車場が整備されている。

利用者にとっては無料が望ましいが、公平性の観点から言えば、例えば文化センターや手柄山中央公園の駐車場でも、少なくとも 200 円 ha 必要だ。

市内の大型公園で、駐車場を整備しているところもあるが、何十台も整備しているところはあるのか。また、駐車場料金は無料でも構わないのか。その辺りの考え方はどうか。

(答弁)

近隣公園や地区公園では駐車場の設置はあまりされていなかったのが、これまでの公園整備だと思っている。

ただし、最近の利用を見ると、車で来園される人が多く、路上駐車等で地域の人から苦情も出ている。

もう少し規制が必要であると思うが、規制すると違法駐車が増える関係で警察との話にもなる。

今後、駐車場の有料化は進めていくべきだと考えているが、その辺りは、各地域との協議、調整によると思う。

(質問)

駐車場の有料化を一律に要望するわけではないが、公平性の観点からよく考えてほしい。

個別の工事に対する要望はないが、平成 27 年 10 月 1 日の要望書を最大限に尊重し、特別優遇して計画が進められているのではないか。そのようなことは一切ないのか。

(答弁)

本委員会の所管事項で、建設局が主担当となる事項はほかにもある。後々審査してもらおう事項においては、議員の強い要望、関与や圧力があり、今日に至っている。そのため、工事発注についての具体的な要望関与はなかったが、事業全体においては、大きな関与があったという認識は持っている。

(質問)

今後も市場の再整備に関連していろいろな工事が行われていくと思う。必要なことは実施すればよいが、公平性の観点から今後の全体的な工事を進められたい。

(答弁)

肝に銘じて取り組んでいきたい。

(質問)

灘の松原自治会は、何世帯ぐらいで構成される自治会か。場所についても、大体で結構であるので示されたい。

(答弁)

後日確認して、資料提供したい。

(質問)

平成 27 年 10 月末に、灘の松原自治会の要望に対して、市長が回答している。我々も自治会からの要望に対して市長から回答をもらったことはないが、特別な事情があったのか。

(答弁)

10 月 26 日に起案し、市長まで決裁後、10 月 30 日に渡している。

(意見)

この要望書には、1 か月以内に回答してほしい旨が記載されている。松原のどこかで、これに基づいての説明会が開催されていたはずだ。

白浜支所長が司会して、住民が参加して、そこに松岡議員も挨拶してなど、そのような説明はどうか。

(委員長)

この要望書には、10 月 31 日までに回答をいただきたいとある。先ほどの産業局の市場の話と同じであるが、経緯等々を、本日は困難であっても丁寧に説明されたい。

(答弁)

経緯等についてももしっかり回答できるように、資料を整えていきたい。

(質問)

公園全体の整備平面図は、国に提出するために作成されたものと理解してよいのか。

また、費用対効果や必要性について整理すべき

でないかとの質問に対して、検証を行っていないとの回答であるが、今後、費用対効果について、検討する考えはあるのか。

(答弁)

都市公園法第 16 条で、「みだりに都市公園の区域の全部または一部を廃止してはならない。」と規定している。これに基づいて、国と協議したものである。

浜手緑地公園は、公害防止という大きな観点・目的があり、むやみに手を加えないという考えで進めていたが、協議の中で、緑地面積は確保するよう強い指示を受けたので、寄せ集めのような形であるが、面積の整合性を取っている。

費用対効果の検証は、事業着手に当たって行っていない。回答書で「市場の移転に係る周辺道路対策と合わせ、当該緑地をご要望に沿った内容で検討し、安全で快適に利用できる公園の整備を進めていきたい。」と回答しているとおおり、地元で市場移転を受け入れてもらうために必要な事業であるという認識で実施している。

この公園整備やアクセス道路である西ルートの整備を合わせて、移転後どのような状況になっていくのか、特に道路については、渋滞や周辺住宅地への流入などの問題等も想定されるため、整備後の効果の検証は丁寧に行っていきたいと考えている。

(要望)

今の段階でできることと、一定の時間が経過してからでないと評価できないことがある。しかしながら、行政が事業を行う際、何でも投資さえすればよいというわけでないので、その辺りはきちんとしてほしい。

言い方が悪かったかもしれないが、この公園全体の整備計画は、今の段階では絵に描いた餅だ。

木はどんどん伐採し、駐車場 80 台を整備する。完成したら、緑地はあるのか。

トータルとして、公園面積は増えている。減ってはいないということを国に対して示すものであるが、緑地は増えるのか。

必要に応じて、緑地を増やしていくという発想で対応されたい。東ルートの予定地も反映されているが、整備されるかどうかも確定していない。

(委員長)

本所管事項に関係する令和 3 年度予算における 2 件の入札案件の説明もあった。必要最小限の整備ということで、原局から園路整備とパーゴラ撤去を行いたいとの要望があったが、意見のある委員は発言されたい。

(質問)

西ゾーンの園路広場整備工事であるが、既に整備されている園路を延長させて、つないでいくとの説明もあったかと思う。園路整備については、この 3 か所のみという理解でよいのか。(答弁)

利用者の安全を確保するための必要最小限の整備工事を提案した。園路は、既存園路の利用者のため、遮断部分の機能を回復させるための整備であり、パーゴラについては、危険性があるので、撤去だけしたいという内容である。

(質問)

パーゴラは撤去のみか。

(答弁)

今のところ撤去のみの予定である。

(質問)

それならば工事名を、パーゴラ改築工事ではなく、パーゴラ撤去工事と変更してもらえるか。改築工事として認めると撤去した後で、改修を認めないといけなくなる。

(答弁)

工事内容と工事名が合致するように変更したい。

(委員長)

それでは、先ほどの意見を踏まえて、工事名の変更を行い、必要最小限の整備にとどめるという条件で執行することを認めてもよいか。

(委員)

異議なし。

建設局、産業局終了

11時34分

下水道局、観光スポーツ局、産業局、建設局

11時35分

報告事項説明

・東部析水苑のグラウンド整備に関すること

休憩

11時47分

再開

12時58分

質問

12時58分

(質問)

ふるい真砂土を使ったグラウンド整備は、標準仕様であるとの説明があったが、ほかにどこがあるのか。

(答弁)

スポーツを前提とするグラウンド整備において、粒が小さい、ふるい真砂土を使用することになっている。そのため、当該グラウンドだけに使用したわけではない。箇所数については後ほど調べて報告したい。

(質問)

令和2年6月9日の要望記録であるが、トイレの設置について、「敷地内の作業時に使用するトイレとして設置することとし」と記載がある。なぜ、このような記載が必要であるのか。

(答弁)

当時の局長が、そのような理由づけを行ったということである。当時既に、グラウンドの使用許可が出ている状況であり、当局として、そのような位置づけにしたというところで、発言そのままの内容を記録にとどめたものである。

(質問)

実際にトイレが設置されたのは、いつか。

(答弁)

トイレの設置事業については、東部析水苑給水管改良工事が令和2年8月21日から9月30日まで、東部析水苑排水管布設工事が令和2年9月29日から10月30日まで、東部処理場コンセント盤設置工事が令和2年10月15日から10月30日まで、東部処理場外灯他設置工事が令和2年10月23日から11月4日までを工事期間としており、おおむね11月頃には利用可能だったと考えてい

る。

(質問)

八家川第六ポンプ場の見学会の主催はどこか。また、建設委員会委員や地元のほかの議員が招待されず、松岡議員だけが招待されたのは、なぜか。

(答弁)

見学会は、下水道局が主催であった。他地域でも現場の安全性が確認できたところは、見学会を実施している。

また、松岡議員の参加については、この事業が、八家川流域浸水対策協議会で対策を検討した事業であり、松岡議員は、同協議会のオブザーバーとして参加していたので、見学会の招待を行った。

(質問)

スポーツグラウンドについて、ふるい真砂土を全市的に標準仕様で使用しているというのであれば、グラウンド数の調査は不要である。ここに限らず、スポーツグラウンドには、標準仕様で使用しているという理解でよいのか。

(答弁)

そうだ。公園の整備においても、表面はふるい真砂土で整備している。

(質問)

グラウンドがあるので、多くの利用があれば、トイレが必要となるのは当然のことではあるが、これを職員が利用するかのように装う必要があったのか。また、水道使用料は、下水道局が支払っているのか。

(答弁)

下水道、水使用料ともに下水道局で支出している。

(質問)

使用目的からすると、金額の多寡にかかわらず、問題ではないのか。

(答弁)

要望があったことがトイレ設置の起因となっているが、処理場内には、維持管理の必要な広大な未利用地があるため、当該トイレは管理する事業者も利用する。そのような事情もあり、下水道局

で、使用料等を支出している。

(質問)

そのような解釈で問題ないのか議論の余地があると思う。見学会自体は悪いことではないが、建設委員会委員や関係地域の議員を招待するのが一般的ではないのか。

(答弁)

指摘のとおりであると思う。大きな貯水施設の見学会であるので、地元のみならず、建設委員会の委員も招待すべきであったと考えている。

(要望)

今後、このような特別扱いをしないよう注意されたい。

(質問)

「多目的グラウンド整備について」整備後の管理について協議内容の資料を要求したが、回答では協議録なしとの回答で、その理由も記載しているが、これで作成しない理由になるのか。本来、市の業務として、記録は残さないといけない。市長、副市長はともかく、局長級も記録を残すことを義務づけられているはずだ。

当時の局長が地元自治会との調整を松岡議員に依頼したから、記録しなくてもよいというような理屈が通ると考えているのか。これは、ルール違反だ。

(答弁)

前回の勉強会の資料の中で、松岡議員あるいは地元自治会の要望関与という質問があり、議員あるいは地元自治会からの要望のみならず、市側から、地元で管理していただくように、議員に調整をお願いしたという形での関与という意味で…

(質問)

議事録を残すことについて指摘している。記録していないこと自体は仕方がない。しかしながら、ここに記載していることが、記録しないことの原因にならないと指摘している。このような理由で、記録しないことが認められるのであれば、誰も記録しないことになる。ルール違反であることの認識があるのか。

(答弁)

現在、要望等については全件記録が職員全員に義務付けられている。指摘のとおり記録しないのでよいというわけではない。記録作成ができていなかった。

(質問)

よく整理しておいてほしい。

次に現業職員延べ 500 人ほどが作業に従事しているが、どこの職員が従事したのか。

(答弁)

建設局道路保全課の職員である。

(質問)

そんなに暇なのか。本来業務の道路補修もせずに、延べ 500 人も全然業務に関係のないグラウンド整備に派遣している。建設局は、何のためにこれだけの職員を派遣したのか。

(答弁)

当時現業職員は 23 人所属していたが、里道の計画的整備を行う班と、通常の日常パトロールや緊急対応の班に分けていた。

前者の班を、グラウンド整備作業のため派遣した。基本的に直営で整備している里道整備が、実際遅れたことは事実である。穴埋めのため、年度内予算で、里道整備の外注を通常より増やして、カバーをしたという経緯がある。

(質問)

業者発注した金額は幾らか。

また件数も説明されたい。

(答弁)

すぐに確認したい。

(質問)

何のために建設局が関係のない職場に職員を派遣したのか。結果的に、本来の仕事が遅延し、業者発注したというのであれば、その金額を報告しないといけない。

業者発注で事足りるのであれば、その職務自体が不要という結論になってしまう。業者発注での費用と、実際に必要となった費用及び現場に派遣した費用と比較してどれだけの損益があったのか、

それを明確にされたい。

(答弁)

至急調査を行い、比較できる資料を作成させていただきたい。

(質問)

建設局でグラウンド整備を行うことを決定したのは誰か。

(答弁)

産業局長、建設局長及び下水道局長の3局の局長で相談し、役割分担を決めた上で、建設局のほうにグラウンド整備を依頼するというふうに決定した。

(質問)

前提として言うておくと、市場の移転に係る地元対策を、一般対策ではなく、特別対策として行うのであれば、議会に報告して承諾を得ておけば全然問題なかった。議会に一切報告・相談もせず、勝手に一般対策として特別な予算をつけるから問題になっている。

また、予算の問題だけでなく、建設局はグラウンド整備に関係がない。本来の業務を怠り、なぜ、産業局あるいは下水道局の仕事を建設局が行ったのか。そこに問題が発生していると指摘している。

工事費等が高額になり表に出ると、追及されるため、職員の作業で間に合わせて、表に出てこないようにしているだけではないのか。それが真相ではないのか。そのことを職員が認めないといけない。我々議会を欺くために、このようなことをしているとしか思えない。

(答弁)

当該グラウンド整備については、発注方法、事業契機など、極めて不適切な決定があったと考えている。このような特殊な手法というのは、あってはならないと考えている。

(要望)

きちんと総括されたい。

(委員長)

この前の経済観光委員会で、前々建設局長が、この500人以上の現業職員は、実務経験を養うた

めに派遣したと答弁している。そのような発言があったということも認識して、考えていただく必要がある。

(意見)

前々建設局長のそのような答弁は詭弁であったということ、原局は認識しておかないといけないと注意している。この点をきちんと整理せず、その都度、詭弁を弄した答弁を行った場合、審査などできなくなる。

(質問)

東部析水苑グラウンド整備工事で実施した場合の表で、グラウンド整備人件費1万8,200円とあるが、この算出根拠を説明されたい。

(答弁)

当該年度の工事発注の普通作業員の単価で計算した。

(質問)

業者発注した場合の作業員の人件費ということか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

市役所職員の給料で計算する必要がある。本市の職員の人件費は1日1万8,200円になるのか。

(答弁)

普通作業員の単価を安易に用いていた。

(質問)

何を考えて資料を出しているのか。求めているのは比較表だ。本来、業者発注するとこれだけの費用がかかる、本市の直営で行えば、これだけかかると。それを業者発注する単価を用いるのは不適切だ。技能労務職の給料がこんなに安いことはない。公務員の生涯賃金と言え、1日の日当だけではなく、退職金から年金まで、1人の職員を生涯雇用し続けていくのにどれだけのお金が必要で、それを1日の日当に当てはめたらどれだけの金額になるかと言え、このような金額では効かない。

あたかも安価であったような虚偽の書類を作成

してよいのか。資料を再提出されたい。

また、外注で里道の整備した金額がどれだけかかったのか。しかも遅延した分が、業者発注で100%修復されたのか。そこら辺りを我々は指摘している。

詭弁を弄して、適当につじつま合わせで、建設局の現場職員を延べ520人もグラウンド整備に回すような、不適切な仕事をさせている。しかも、全然関係のない建設局職員に従事させている。

局長で完結する話ではないと思う。市長や副市長が関与しないと、こんなことができるわけがない。決裁上有り得ないことがまかり通っている。

建設局の仕事でもないのに、下水道局や産業局の仕事を建設局長の決裁でできるわけがない。もし、そうであれば、職務規律違反だ。その辺りもきちんと整理されないと、問題の本質は見抜けない。

次に、バックネットと防球ネット工事及びトイレの設置工事であるが、なぜ、こんなにも意図的に軽工事とするために分けるのか。入札にすれば済むものだ。わざわざ、分離発注しているところに、地元べったりの松岡議員に対する忖度ありきの仕事ぶりではないのか。どこの業者が工事を取ったのか。

(答弁)

バックネットの工事等については協同建設である。防球ネットが、大和建設である。

(質問)

どちらも見積り合わせで参加したのではないのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

白浜の工事は、どこの局においてもこのパターンだ。この大和建設と協同建設は、3年間、2社の見積り合わせが一緒に、工事を分離発注で取っている。これは完全な官製談合だ。トイレの工事も3つに分ける必要があるのか。受注業者はどこか。

(答弁)

給水管改良工事及び排水管布設工事については、山村設備商会である。

(質問)

見積り合わせの相手方はどこか。

(答弁)

白浜設備工事である。

(質問)

どちらもそうか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

完全な官製談合だ。こんなことがまかり通ってはいけない。令和2年6月9日の記録表についても確認するが、本文中に「議員に見積書を提出するよう依頼した。」とあるが、これはどういう意味か。黒塗りとなっているが、下水道局に詳しい説明をしたのは、地元の人かもしれないが、その仕事を受注した水道業者とも聞いている。それは事実か。

(答弁)

対応結果欄のとおり、議員から局長に電話があり、地元の役員として、水道業者の代表者に行ってもらおうというような話があり、局長と部長が一緒に話を聞いた。

指摘のとおり、その業者から、いわゆる仮設トイレの設置という要望があったが、仮設トイレがどの程度の金額か不明であったため、トイレの金額の分かるものを提出してほしいと依頼した。

しかしながら、本件は、議員を通じての要望であったので、そのまま直接下水道局で工事を施工するわけにもいかないのが、当該業者は地元の役員でもあるため、議員に一旦渡してほしいということをお願いした。

(質問)

その流れは、極めて不適切である。そのようなことをすると、職員も倫理条例に違反する。

松岡議員が、このような形の事件を生み出しているが、それに呼応してしまった職員にも、一定の責任はあると思う。

だからこそ、このような不適切なことが行われているから、官製談合と非難されてもやむを得ないような状態になってしまっている。そのことを、原局が総括しないとイケないと思う。

原点に戻って、今回の手法が明らかに不適切であって、結果的に官製談合になってしまったということを反省してもらわなければ、我々が特別委員会で審査しても、どう結論づけるべきか分からなくなる。原局の言い分を聞いても、詭弁になってしまっている。

(答弁)

意見を真摯に受けとめて、関係部局が多いが、改めて整理して、総括させていただきたい。

(意見)

八家川第六ポンプ場設置委託についてであるが、現地見学会を開催したのは市である。その場合の議員招待のルールは既にある。

例えば各校区で行政懇話会を行う場合、役所が正式に出席を依頼する場合、そこに住所がある議員が対象となる。あるいはそれに加えて、所管の委員会を招待する。これが一般的である。

自治会が主催するのであれば、任意であるが、少なくとも市役所や学校などの公的な機関が、議員を招待するときは、その地域に住んでいる議員を分け隔てなく呼ぶのが当然である。そうしないと偏った行政が批判される。きちんと認識してもらわないと困る。このようなことを公の場でも行うから、松岡議員が変な考えに走ってしまったと思う。

(質問)

グラウンド整備で、請負と市が実施した件であるが、この表の諸経費3つの経費について、これで合っているのか。それと、工事内容で真砂土舗装工について、厚さ2センチメートルと単価についても疑義があるので再度精査して報告されたい。

(答弁)

共通仮設費、現場管理費及び一般管理費であるが、正しい数字であると認識はしているが、設計書と改めて突合して確認したい。

次に、真砂土舗装の2センチメートルについては、ふるい真砂土を施工する前段で、平らではない部分に補充して、グレーダーでならしている。

実際、広い面積の中で2センチメートルというのが、きっちり施工できたかというところはあるが、真砂土を投入したボリュームから面積で割戻した結果が2センチメートルということだ。2センチメートルの舗装は、不陸を均す作業の結果である。(質問)

不陸整備であれば、260円単価も理解できる。材料代に関して、共通仮設が約11%、現場管理が40%、一般管理費が16%ぐらいになっているが、これでは普通の工事と変わらないと思う。逆に市で実施した場合の原材料費1,800万円弱は、過少に見積もっているのではないか。

(答弁)

工事費として算定している4,200万円については、必要数量をシステム入力して算出したものである。市で実施した場合の工事費は、原材料費も含めて、先ほど指摘いただいた人件費の考え方も含めて、整理して、同列で比較できる形で、資料を作成し直したいと思う。

(質問)

市の実施の2,740万円余りは、請負で言えば、直接工事費だけの話ではない。対比するのであれば、直接工事費は、2,169万2,000円余りと市で実施した場合の2,741万6,000円余りということになる。その辺りをしっかりと認識してもらわないと、経費関係を考えた場合、それをプラスした場合に、果たして適切な比較になるのか。しっかりと考えてもらいたい。

(答弁)

比較しやすいように、分かりやすいような形での資料を再度作成したい。

(質問)

資料は、工種別に上手に分けているように見えるが、本来であれば、トイレやネットも一体工事で施工する必要があったと思う。

結局、入札案件とならない、いわゆる見積り合

わせができる随契の金額でまとまっている。

この判断は、一体誰が、いつの段階で行ったのか。

先ほど、その見積り業者も、特定の決まった業者で行われており、意図的に行われているとの指摘があったが、誰が判断しているのか。

(答弁)

今回のトイレ工事の東部析水苑の給排水工事については、地元の水道業者 2 社を指名している。指名方法については、先ほど指摘があったが、一般的に、地元や近隣で資格を有している業者を指名するのが通常である。

当時の契約の決裁権者は主幹である。地元の業者ということで選出したと思うが、改めてヒアリング等を行い、報告したい。

(質問)

決裁権者は主幹というが、そこに、今問題になっている議員の関与が直接なかったのかどうか確認しているのか。

(答弁)

仮設トイレの給水管工事及び下水道の接続の工事は、いずれも管工事であるため、一つにまとめることは可能であったと思われる。最終的に下水道管理センターの判断で、早急に実施できるということで、軽工事とするため 2 つの工事に分けたのが実情である。

電気工事については、これも明らかに分割発注であった。いずれにしても、契約課での入札となると、時間もかかるため、同センターが判断して、安易に分割発注をしてしまったという実情である。

(委員長)

ネットについてはどうか。

(答弁)

ネットについても経緯はいろいろあったと聞いているが、結果的には分割に近いような発注となっている。十分審議してから 2 件まとめて発注する方法もあったのではないかと思う。そこは、反省すべきところであったと考えている。

(質問)

ネットを受注した業者であるが、白浜地区は、そこだけが取扱いをできる業者でない。同地区は人口も多くて業者もかなり多い。その中で、余りにも不自然に特定業者だけが随契となって出てくる。

決裁の段階で、何らかの力が働いていなかったのかと疑念を持ってしまう。ネットを受注した業者はそれが顕著だ。地元であるという理由しかないのか。

(答弁)

地元という理由で選定した。

(質問)

内部で、工事のやり方についても検討した結果、このような工事発注の形になったというような説明であったと思う。その認識でよいのか。

(答弁)

ネットは 2 面あって、バックネットがほしいとの地元要望があった。それは口頭であったため、担当のほうで、一つ発注して、このようなものができますと提示し、それで納得いただいたので次の発注を行ったという流れである。

(質問)

下水道局だけでなく、産業局及び建設局も含めて、今現在この地区にかかる問題について、各局だけの判断ではなくて、もっと大きな力が働いているのではないのか。それぞれの局長だけの判断であるのか。

(答弁)

当時の産業局長が最終的に限られた時間の中でバックネットの設置を決めたと聞いている。その他の要望については聞いていない。

(質問)

水かけ論になってしまうが、資料でも提示されているとおり、130 万円以内に全て収まる形になっている。憶測の域を出ないが、そこら辺りに、何かあると感じてしまう。何か資料は出てこないのか。例えば、この地区における特定工事については、事前に方針決定が行われていなかったのか。ここまでスムーズにいかないと思う。

(答弁)

4月28日にも、事業執行の契機として、最終決定権者は両副市長であると説明したとおりである。

大きな方針は、局長以上で決定した。3局それぞれで、このグラウンドを整備するという事業においても段階があり、時期的なものも含めて、3局で相談しながら、工事については、それぞれの局が独自に考え、発注したものと聞いている。

(質問)

今回の東部析水苑のグラウンド整備に、建設局から現業職員を派遣していることを含めて、局単独では決定できない。当時の副市長などの関与もあるのではないのか。

(答弁)

前回の資料でも副市長が最終決定権者として関与していると報告している。

(質問)

そのときの打合せ資料を提出してほしい。

(答弁)

資料が残っているかどうかも含めて、一度協議させてもらいたい。

(要望)

資料があれば提出されたい。

(質問)

副市長が決定権者という説明であったが、もともと、この場所は防災訓練を行うための用地であり、平成29年度に整備し、防災訓練も実施している。

総務委員会においても議論したが、防災訓練も行っていくつもりで、全庁的な意思決定を行うということであったと思う。要は本市の方向性として、ここで防災訓練を行うということを決めていたと思う。

その方針を曲げてまで、ここをグラウンドにするという議論の過程で、副市長が関与するとの話があったが、どのような議論をして、防災訓練の場所を変えて、グラウンドに整備しようというふうになっていったのか。それが分かるのであれば資料を出してほしい。

現に、代替場所での防災訓練は、大雨の影響で中止となってしまった。それだけ大きな影響を及ぼしている。

本市の施策に関して、それだけ大きな決定変更を行った以上、なぜグラウンドになったのかが分かる資料を出してほしい。

(答弁)

当時の下水道管理センターの担当者に確認したところ、本特別委員会にも提出したが、東部処理場のこの未利用地のグラウンドについては、近畿地方整備局宛てに、本市から財産処分報告書を提出している。

目的外使用であるので、そう簡単に利用できるものではないということから、当初下水道局では、グラウンドとして整備することについては、なかなか簡単には対応できないということ、産業局に対しても伝えていたが、当時の両副市長から、この東部処理場の未利用地について、グラウンドとして整備するよう指示があったため、下水道局では、この財産処分報告書を作成して、まず、近畿地方整備局の了承を得て、現在のような形で、グラウンドとして整備した経緯があると聞いている。

当時の記録があるかどうかは確認していないが、おそらく口頭での両副市長からの指示であったと思う。

(質問)

最終的な指示は副市長が出したというのは理解している。

庁内会議として、この場所を防災拠点からグラウンドに変更するという意思決定する必要があった。副市長がグラウンドにするとただで、本市の施策が曲げられるはずがない。これは大変なことだ。最低でも局長会議で全員に通達する、市長、副市長及び局長が入って会議を行って、議論を経て、防災拠点からグラウンドにするということが全市の中で共有できていないとなれば、こんな恐ろしい話はない。

防災拠点とするために、費用を投入して、ヘリ

ポートまで整備していたはずだ。それが、副市長の言葉だけで曲がるはずがない。それも分かるようにしてほしい。最終的には市長が決定する必要があった話かどうかは分からないが、どのような経緯を経て、このような結果になってしまったのか。

(答弁)

平成 29 年度の防災訓練会場、平成 29 年後半から 30 年にかけてのグラウンド整備について、どのような議論があったのかという指摘であるが、ヒアリング等を実施して、資料をまとめたい。

(要望)

今後、資料の修正を加えると思うが、工事については、業者名、入札・見積り合わせといった契約方法、金額についても明記されたい。

(意見)

4 人の局長が同席しているので、あえて指摘しておきたいが、今回の問題で、非常に異質であると感じたのは、地元の要望と言いながら、要望書は後から出てくるだけで、実際は、地元説明会は別として、地元の代表等と個別に協議している跡が見受けられない。

要するに、地元要望と言いながら、全て松岡議員と交渉している。それが、今回の特異な問題を生み出していると思う。例えば、私は地元の連合自治会長に就いているが、そうだとって、自分の町内はともかく、一々全ての要望に関わることはない。他の町のことについては、それぞれ町の自治会長が、要望書を提出したり、交渉している。

もちろん、どうしても困っているときは、意見を聞かれたりはするが、どこも大体そのような程度だ。

しかしながら、この白浜系引八木地区においては、最終的に全て要望書が提出されているが、どんなささいなことも松岡議員が窓口になって交渉している。本来の窓口行政として、自治会を基本に、市民からの意見を受け止めるというスタンスから外れてしまっている。それが、今回の問題を生み出した大きな要因であると思う。蛇足かもし

れないが、その点だけは、理解しておいてほしい。

(質問)

4 月 28 日の資料で、平成 22 年 9 月 7 日に受理した要望書があるが、平成 29 年は、防災拠点としての整備を危機管理室が行っており、29 年 9 月 3 日には、総合防災訓練を実施している。

そもそも、平成 22 年 9 月 7 日の地元からのグラウンド整備の要望は、西側にある白浜グラウンドであり、この要望は対応済みではないのか。

今回、この要望書を、グラウンド整備の根拠資料として提出しているが、時系列で追っていくと、平成 22 年の要望であったのに、平成 29 年度後半、平成 30 年度に降って沸いたように、グラウンド整備の話が出てきているのは非常に不自然であると思う。

グラウンド整備とその後の管理について、資料は何もないという話であるが、産業局に、松岡議員が、たまたま 9 月の防災訓練に参加して、ここをグラウンド整備して、地元で使えるようにしてほしいといったような要望はなかったのか。7 年も前の要望がグラウンド整備の根拠資料として提出されることに疑問を感じるがどうか。

(答弁)

この当時、白浜グラウンドは既に供用されている。この要望が提出された際、下水道局としては、隣に白浜グラウンドがあるとの理由で、受けることはできないと話していた。

平成 29 年の段階で、緩衝緑地の中の多目的広場等が一時的に利用できなくなることもあり、3 局で相談し、暫定的にグラウンドを整備しようという決定に至った。

(要望)

緩衝緑地の多目的広場がルート整備のために使用できなくなるため、代わりのところを整備してほしいとの要望があったというのであれば、その辺りの記録が、なぜないのか。

大きな方針転換につながる話だ。

メモもないのか。手書きで業務を依頼するようなものでも、関係するものがあれば提出されたい。

その辺りのものが提出されず、整理されたものばかりが出てくる。しっかりと資料を探して、提出できるものがあれば提出されたい。所管は産業局であると思うので、特に産業局はよく確認されたい。

(質問)

前回の委員会で、見積り合わせも2社から取っていたら2つとも提出してほしいと要望したと思うが。

(答弁)

今回、それぞれの数量、単価といったものの積算について提出を求めていると捉えていた。結果として2社で見積りを取って、それぞれ、設計に対して幾らという見積り合わせの結果は出していない。

(質問)

2社がどういう見積りを出してきたのか知りたい。これは市の書式か。前回資料のトイレ設置工事の金額が微妙に異なるがその理由は。

(答弁)

今回提出している資料は、市の予定価格である。それに基づき、各企業から見積り合わせの結果が出る。予定価格と業者から提出される見積書は差異が生じる。

(要望)

出せるのであれば、また資料を出してほしい。イメージ的には、違う書式で出てくると思っていた。

(質問)

工事に当たって、浜手緑地の中のスポーツ公園のところが資材置き場となり、使えなかった期間があったと思う。そのため、東部析水苑の未利用地に、グラウンドを整備してほしいということが出てきた。

実際に、白浜緑地にある多目的グラウンドが、資材置き場等で利用できなかった期間はいつからいつまでか。東部析水苑はいつから使用できるように整備ができたのか。時系列で説明されたい。

(答弁)

道路整備のためグラウンドが一時的に資材置き場等の利用をするため使えなかったことについて、建設局に絡む事業となるため、調査の上、東部析水苑の関連性も含めて、報告させていただきたい。

(委員長)

原点に戻って、総括するとの答弁があったと思う。多局にまたがるがしっかりと連携、整理の上、次回には報告できるようにされたい。

下水道局、観光スポーツ局、産業局、建設局終了
14時10分

教育委員会

14時11分

前回の委員会で指摘のあった資料の差し替えについて

「水泳プール塗装事業」について、前回、提出した資料で、本委員会の指摘を受け、執行時期について、「塗装の劣化が激しく今シーズンのプール使用に耐えられない状況であるため、学校と協議の上、水泳授業は8月末から9月に実施することとし、本塗装工事は夏季休暇終了までに完成させる計画とする。」と、本文を全面的に修正し、それと合わせて、工程表についても当初計画表を削除し、変更計画のみとした。

前回の資料の差し替えをお願いしたい。

報告事項説明

・白浜小学校渡り廊下の整備に関すること

質問

14時23分

(質問)

資料で、「学校施設課長の判断で屋根付き渡り廊下の変更を進めた」とあるが、上司に相談しなかったのか。

(答弁)

渡り廊下の案件については、私が判断した。

上司には相談していない。

(質問)

道路を隔てた学校は他に2校あるが、他校と違う結果になった。

他校については、整備・更新欄の記載のとおり整備していくことが示されているが、この件につ

いてだけ、なぜ、このように話が進んでいくのか。

上から指示や議員からの圧力はなかったのか。そのようなことは全くなく、松岡議員と地元の要望に従って、淡々と事業を進めていったという理解でよいのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

他の議員から要望があっても同様に進んでいくのか。公平性や市民への説明責任の観点から、何ら一点の曇りもなかったのか。

(答弁)

地元と松岡議員から要望があったが、屋根付きの渡り廊下は、児童の雨天時の移動などの利便性から整備できるのであればという観点から、関係各課と調整した結果、実現できるという結論が出たので、設置したものである。

(質問)

納得しがたい説明だ。

(委員長)

教育長としてはどうか。

(答弁)

屋根付きというか、箱型の連絡歩道橋を整備するのは、建築基準法から許可が下りないであろうという考えが、経験則上、課長も含めてあった。

今回、発端は別としても、2階から2階につながるという提案をいただき、建築指導課に相談すると、許可できるのではないかという答えをもらった。

許可できるのであれば、先ほど課長が答弁したように、子どもたちのことを考えると、屋根付きのほうがよいということで、その後は、淡々と事業を進めていったものである。

学校施設課長の判断については、決裁規程での金額上、課長決裁の範囲で対応できるため、学校施設課長の決裁で進めていったと思っている。

いろいろな要望があり、テクニク的なことや工期のこととかで、対応できないこともあるが、可能な限り対応させていただく形で、今後とも進

めていきたいと考えている。

(質問)

繰り返しになるが、主に学校施設課長が松岡議員と直接やり取りを行ったと思うが、全く威圧的なことは感じなかったのか。

(答弁)

特に威圧的なことは感じなかった。

(質問)

市単の話が、もともとあったと思う。その辺りについて、再度説明してほしい。全て補助対象となったとしても、経費が高くなれば、支出額は増える。

事業費が増加しても、学校施設課長が判断して、事業を進めることを判断したのか。持ち出しの増加はなかったのか。

(答弁)

3つの補助メニューを使ったが、国庫補助対象外は、3,532万円である。このうち、屋内運動場本体について、国基準の補助上限まで達した。

そうでなければ、渡り廊下も補助対象であった。

つまり、渡り廊下部分については、補助対象になるが、実際は補助対象外で整備した。

(質問)

補助を受けない部分に、市費が生じることを、学校施設課長も認識の上で、事業執行を進める判断をしたのか。

(答弁)

屋根付きとすることで、何らかの追加の予算が必要であったのかという話になるが…。

(質問)

屋根付きでなければ総事業費は、もっと安くなったのではないのか。事業費が高くなる部分について、学校施設課長だけの判断で執行できるのかと聞いている。

(答弁)

結果論となるが、歩道橋部分と屋根付きの渡り廊下の比較であるが、屋根なしの歩道橋は勝原小学校で設置しており、その整備が約2,952万円であった。今回の白浜の屋根付きの渡り廊下の整備

事業費が、2,912万円であった。実際比較すると、白浜の屋根付き渡り廊下のほうが安く整備できている。

(質問)

白浜小学校で、屋根なしと屋根付きの渡り廊下を整備するのでは、どちらが高いのかを聞いている。屋根なしで整備したほうが、トータル的に、もっと安くなるのではないか。

子どもたちの利便性の議論は別として、予算的には増えた部分は絶対にある。

増えた部分は、予算の枠内であるから問題ないという認識なのか。少なくとも設計変更は、課長単独で判断できる話ではないと思う。屋根付きとなると単価が高くなるが、その判断は、学校施設課長だけでできるのか。

(答弁)

屋根なしの歩道橋と屋根付きの渡り廊下、どちらが高くなるのかという質問であるが、歩道橋は渡る部分と階段が必要となり、現設計の渡り廊下は、プールと体育館の2階を直接つないでいるため、費用的にはほぼ一緒か、屋根なしの歩道橋のほうが高いぐらいになると思う。

ただし、当時は、屋根付きの渡り廊下のほうが高くなるとの見込みで、高くなっても予算の枠内に収まるということで、私が判断した。

(質問)

方針変更は、学校施設課長1人の判断でなくて、全体とし決定すべきことだ。その辺りの認識を教育委員会として持ってほしい。

(答弁)

この案件については上司と相談の上、判断すべきであったと反省している。

今後の渡り廊下の整備・更新方針については、教育長以下で協議しており、具体的な決裁は取っていないが、可能な限り箱型屋根付きの渡り廊下で整備していく方針を教育委員会として考えている。

子ども達の安全第一で考えていくと、当然、雨の日の移動、特に体育などであれば、大人数で移

動するので、やはり屋根付きの渡り廊下のほうが好ましいと思う。

今後の対応方針は、先ほどの説明のとおりであるが、法的な問題や工法などは各学校によって状況が変わってくるため、関係各課と協議を行いながら、できることから進めていきたいと話し合っ

(意見)

そのような方針で、進められていくのであれば、ベターな選択だと思う。ただし、箱型渡り廊下は、歩道橋整備より、諸条件的に困難であるのは間違いなく、他の行政機関等との調整が必要となる。

その調整を行った上で、子どもにとって一番好ましい選択を行うのであれば、それはそれでよいと思う。

(質問)

添付の議員対応記録を見ると、教育長まで供覧されているが、学校施設課長が独断で決定したというのはいかがなものかと思う。

決裁上はそうであっても、報告はきちんとなされているという認識でよいのか。

(答弁)

教育長まで状況内容について報告しているが、屋根付きの渡り廊下とする判断については、私が行った。

(質問)

権限としての判断は別として、部長、次長、教育長に、このような形で報告していたという認識でよいのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

子どもたちの安全安心という話があったが、資料に「建築許可が下りることが分かったため、学校施設課としても屋根付きの渡り廊下のほうが望ましいと考えていたことから」とある。なぜ、屋根付きの渡り廊下が望ましいと考えていたのか。

(答弁)

当時の認識の中で、道路上の建築物となる屋根

付きの渡り廊下の設置は、思い込みではないが、なかなか難しいと考えていた。

(質問)

その考えがある中で、29年度に要望があると、即座に建築指導課と協議を開始しているのはなぜか。本当に普通の要望であったのか。

(答弁)

対応できるかどうかは、教育委員会だけで決定できるものではないので、すぐに建築指導課に相談し、設計事務所には設計変更で対応できるかどうかも確認した。

(質問)

他校で同じような相談を受けた場合は、困難であると要望を押し返して、結局、建築指導課へ相談に行かないと思う。その違いは何か。

(答弁)

勝原小学校の件を指していると思うが、同校は、平成26年度に工事を行っているので、設計が入ったのは25年度になる。

当時の課長に事情を聞いたところ、もともと21年度から、勝原小学校の体育館の建て替えの話が出ており、地元との説明会の中で、地元や学校から屋根付きの渡り廊下がほしいと要望はあったが、協議の中で、屋根付きの歩道橋については、話が前に進まなかったとのことである。また、勝原小学校については、屋根なしの歩道橋の整備自体も困難を極めたと聞いている。

(質問)

本件は、平成29年1月にスタートしたものが、同年8月に建築審査会の対象となっている。審査会への付議は、このように早いスパンで入るのか。

(答弁)

関係部局等でクリアしなければいけない条件が全て整っていれば、これぐらいのスピードで行うことは可能である。

(質問)

屋根付きの歩道橋は難しいのか。

(答弁)

屋根付きの歩道橋も、同じような条件になるが、

もともと道路上に建築物を造るのはあまり好ましくない。ただし、通達により、公益性や公共性の観点から、下の道路が幹線道路等でなければ、今は許可する方向になっている。

(質問)

勝原小学校は、その条件に合致しなかったということか。

(答弁)

勝原小学校は、条件から言えば、道路の幅員などからは難しくないと思う。ただし、周辺の方々の同意等については、直接聞いていない。歩道橋が了承されたのであれば、渡り廊下も可能であったと思う。

(質問)

教育委員会として、渡り廊下なり歩道橋には屋根を付けないという考え方はそのままであったのではないのか。それまでの工事の方針どおり、屋根を付けたくなかったという話ではないのか。それまで何件あったのかは分からないが、1件も屋根を付けたことがないのではないのか。

(答弁)

城西と勝原小学校が同じように道を挟んで体育館がある。両方とも屋根なしの歩道橋は付いている。当時は屋根付きにするのがなかなか難しいと考えていた。

(質問)

なぜ、今回、建築指導課に屋根を付けられるのかを聞いたのか。今まで要望はあったが、1件も付けたことがないと答えれば、済む話である。

それをあえて、建築指導課まで相談に行って、何とか付けられる、設計変更してまでやりますというのは何があったのか。課長は1人で教育委員会の方針を変えたのではないのか。

(答弁)

屋根付きの渡り廊下や歩道橋ができるのかということについては、当時の教育委員会の担当者が協議したかどうかは分からないが、実際、前に進まなかったという認識である。

(質問)

今までも協議する以前の問題で、一生懸命に要望に行っても、不可であると言って屋根を付けていない。ところが、白浜小学校では、短期間で対応している。何かがあったのか。なぜ、1人で教育委員会の方針を変えてしまったのか。

(答弁)

教育委員会としては、地元、松岡議員から要望があったが、要望に応えるかどうかは教育委員会だけで決定するものではなく、あくまで許可が下りなければ実現できないため、とりあえず建築指導課と協議に入った。

(質問)

今まで整備した勝原小学校にも屋根を付けていくとの理解でよいのか。

(答弁)

教育委員会の方針としては、そのような方向で進めていきたいと考えている。建築の許可が下りない、あるいは工法的に困難な場合もあるため、全てが対応できるとは言えない。できるところから、委員の指摘のとおり進めていきたい。

(質問)

その考えであれば、これまで未整備であった学校についても屋根を付けると明記されたい。

子どもたちのためだと明記してもらえるのであれば納得できる。この段階で工法等の話になると逃げ口上になってしまう。どのようなことがあろうと、整備していくということぐらい記載してもらえれば、納得できる。

(答弁)

子どもたちのためということ、その方向で進めていくが、許可が下りないなど学校ごとで状況は違ってくるので、どうしても整備できない場合もある。そのため、100%整備を行うとは言えないことも理解してほしい。

(質問)

答弁の主旨は分かる。しかしながら、今まで整備した箇所については書かれていない。今まで整備した箇所についても、きちんと屋根を付けるように整備するということを書いてほしい。

(答弁)

指摘のとおり、修正させてもらう。

(質問)

松岡議員から、「プールから既設校舎へはカーポートのような開放型の屋根がよい。」「9月議会には工事発注を間に合わせなければだめだ。」とある。結局、松岡議員の要望どおりになっている。さらに、「ぐずぐずいうなら、地元説明会は中止だ。」とある。それを学校施設課長は威圧的でないと言うが、このような要求は普通のことか。

(答弁)

特に圧力は感じなかった。

(質問)

なれてしまっているのか。全ての議員がこのよ
うな言い方をするのか。

(答弁)

松岡議員にかかわらず要望はあり、いろいろな言われ方はするが、特に不当な要求とは感じなかった。

質問終了

15時03分

休憩

15時03分

再開

15時13分

教育委員会、都市局

15時13分

報告事項説明

・白浜小学校の相撲場整備に関すること

質問

15時32分

(質問)

教育委員会は、当初から神明造りにしようとしていたのではなく、最終的には両副市長の判断ミスで整備されたと理解したらよいと思う。

ただし、松岡議員の行動は、完全に教育への不当介入である。

どこの学校の教育施設でも言えるが、校長を中心とする学校側やPTAなどが地域の学校のためにいろいろな要望をすることはあるが、地元議員だからといって学校の教育施設に関して、これだけ執拗に、自分個人の趣味を、地元の要望と言いながら、これだけ多額の費用がかさむものを要求

し続けて、最終的に副市長まで判断を仰がせて、教育委員会の決定事項を変えてしまうのは、明らかに教育への不当介入である。

このことを、まず初めに理解しておく必要がある。今回は建物であるが、教育内容にまでこのような形で不当介入することになると、とんでもないことになる。

何点か、理解に苦しむ部分があるので説明してほしい。

まず、地元から、伝統ある相撲場の復元という要望が出ているが、もともとこの学校は屋根付きの相撲場があったのか。

(答弁)

もともとの相撲場は、妻鹿小学校や高浜小学校のような木造の相撲場である。

(質問)

屋根付きの相撲場を作ってほしいという要望自体は不当だとは思わないが、もともと建っていた相撲場は、神明造りでなかったはずだ。

屋根付きはともかくとして、神明造りとすることは、教育上、さらには全市的に考えても、明らかに水準を超えているという教育委員会の判断は正しかったと思う。

地元の要望書も、見る限りは、そのようなことを想定していないと思う。

私の個人の意見で言えば、明らかに松岡議員の個人的な趣味でこのような不当な要求が行われたと思う。

次に、令和2年4月14日の要望及び議員対応録を見ると、松岡議員から、「工事費用を安く抑えるための検討を知り合いの建設業者に依頼しているので、設計業務委託で設計事務所を決めるのを来週中に進めないでほしい」とある。

なぜ、市会議員が、自分の知り合いの業者に頼んで、安く建築費を抑えるようなことをするのか。設計業務委託で設計事務所を決めるのを、来週中は進めないでほしいと要望するのか。

これは、入札に対する不当介入だ。

不当要求は、結果は関係ない。不当要求を行っ

た時点で、不当要求になる。

この要望を不当要求として取り扱わずに、単なる要望としてしまっていることに問題があると思う。契約はいつか。

(答弁)

契約は、令和2年5月1日である。

(質問)

議員対応記録を見ると、「4月17日が業務委託の入札日とある。契約予定日は24日であったが、議員の要望に対応するには、その翌週の27日以降に契約を延ばす必要がある。」と記載されている。

入札は、契約課が行ったが、契約そのものは、松岡議員の要望に従って、延ばしているのではないのか。今、初めて分かったが、不当要求に応じているのではないのか。

(答弁)

今回、4月14日に要望があったが、入札案内は、4月8日に発送している。

(質問)

契約予定は24日と記載しているのに、なぜ契約は5月1日にしたのか。

それは、教育委員会が松岡議員の要望に対応するには、翌週の27日以降に契約を延ばす必要があったからではないのか。しかも、次に、「今回の業務委託は3社の競争入札のため、 以外が落札する可能性がある。その場合の議員の対応が不明である。」とここまで心配している。

これは不当要求であるだろうし、不当要求に応じてしまっている。

それを、要望等(不当要求行為等を除く。)に係る記録票兼報告書で報告するのか。明らかに不当要求行為だ。

場合によっては、この黒塗り部分を明らかにするため、百条委員会を設置しないといけない。

言い訳は通用しない。学校施設課長が報告していることを、課長自身が追認して契約を伸ばしてしまっている。松岡議員の要望に応じてだ。

これは、不当要求に応じてしまったという証拠だ。教育次長の見解はどうか。

(答弁)

ご指摘のとおりである。

(質問)

初めから指摘しているように、松岡議員が教育へ不当介入し、副市長が判断ミスをした。

教育委員会は、例えば、資料の31ページにあるように事務方が業者と打ち合わせしたときも、学校施設課の係長が、「小学校の相撲場故、地元の要望は分かるが、あまりに金額のかかる仕様というのも道義的にどうかという意見もあるので、そこまで本格的なつくりではなくてもよいのではないかと思う」と、はっきりと発言している。

教育委員会の判断が間違っていたと言わないし、教育委員会は、教育行政を司る機関として、常識的な判断をしている。

しかしながら、松岡議員が余りにも執拗に不当要求まで行い、それを教育委員会が応じてしまい、最終的に副市長の判断ミスで、このような結果になったと指摘している。

教育委員会を一方向的に責めているわけではない。

例えば、33、34ページの記録でも、「今週末に松岡議員が〇〇へ出向き土俵の高さ、仕様、コストを聞かれる。」とある。なぜ、市会議員がそこまでするのか。明らかに行き過ぎている。

そのことを、きちっと理解した上で、真摯に対応してくれないといけない。

教育行政を司る機関としての矜持を持たないと、とんでもないことになってしまう。

学校施設課長をはじめ職員が、ぎりぎり最後まで頑張っているが、そこにプライドを持たないといけない。

それと、先ほどの渡り廊下の件でも指摘があったが、方針変更するのであれば、なぜ、そのときに、文教・子育て委員会に報告しないのか。

議会に対して、今までこのような方針であったが、白浜地区でこのような要望があり、それが妥当と判断して、今度はこのような方向にしますと、報告すべきではないのか。あるいは、この相撲場も従来と全く違うことであるが、副市長の判断で

このような方針となりますと、教育委員会が文教・子育て委員会に報告すべきであった。

報告さえしておけば、こんな大それたことになっていないと思う。

職員が副市長も含めて、個人の不当要求に、応じてしまうから、こんなことになっているのではないのか。

その反省をきちんと行ってほしいと思う。

初めから、松岡議員の言いなりになったと思っていない。全部の記録を読むと、職員がぎりぎりの段階まで頑張ったのは間違いない。

しかしながら、副市長が最終的に、職員の努力を無にするような形でミスリードしてしまった。しかしながら、その一連の流れの中で、先ほど指摘したとおり、松岡議員の不当要求と、その不当要求に職員が応えたことについては、きちんと対応されたい。

松岡議員の行為が不当要求かどうかという点は、今後の同議員に対する処分要求の問題など、いろいろな問題につながっていくので、教育長の責任で整理して、もう一度我々に回答をされたい。

(答弁)

指摘のとおり、言葉は悪いかもかもしれないが、要望に慣れ過ぎてしまっていたところもあると思う。

不当要求用の様式があるにもかかわらず、それを利用せず、工事の打合せの記録的なもので代用してしまったところに、不当要求に対する認識の甘さがあったと思っている。

今後、全ての要望に対して、本来の様式である、不当要求等の要望記録に基づいて記録をするとともに、再度、不当要求について、改めて勉強して、今後このようなことがないように努めていきたい。

(質問)

今後のことはよく分かったが、この件について、きちんと修正されたい。

(答弁)

調整した上で、修正したい。

(質問)

令和2年4月14日の議員対応記録で、「今回の

業務委託は3社の競争入札のため、■■■■以外が落札する可能性がある。」と記載がある。資料の30ページがその入札・見積結果表であり、落札業者は小野設計だ。予定価格は分かるか。

それに付随して、白浜小学校の相撲場の新築工事の入札について、相当数の事業者が辞退し、応札した業者は4社である。しかも、3社が予定価格を超過して、協同建設だけが最低予定価格を下回る金額を提示して、契約に至っている。

いろいろと業者から話を聞くと、神明造りの部材自体もそろわないし、工事経験もないから積算できないとの意見だ。

さらに、相撲場の土であるが、日本相撲協会の指定ということで、特別な土を入れているが、その単価すら分からないという話を聞く。なぜこの地元の業者だけが一回で落札できたのか。

この内訳表も含んで、どのような理解をしているのか、併せて説明されたい。

(答弁)

予定価格であるが、4億93万9,000円である。工事の入札結果であるが、辞退は6社ほどである。一般競争入札で行っているのだから、特に問題はないと考えている。

(質問)

余り疑いたくないが、資料の10ページに、「工事費を安くするために寺社仏閣の工事を行う業者に相談中である。」との松岡議員の発言がある。協同建設の協力会社内に、寺社仏閣を扱っている会社が1社ある。多分そこだと思う。

そうなると、協同建設が、この前の工事の一覧表から言えば、教育委員会から発注される随契の業者の中でも、圧倒的に多い。設計の段階で、ある程度、話をくくってしまうと、当然積算価格は明らかに出てくる。

下見積りをそこに依頼すれば、そこで金額は出てきて、営繕課が積算していくと思う。

これで2、3社が最低制限価格の中に入っていれば、競争性が保てていると思えるが、他社は全て超過している。

他の入札でも聞くが、特殊な部材の単価さえ分かれば、後は計算ソフトに入力し、予定価格は大体分かるという。いわゆる部材を調達できる業者が落札できるような仕組みになっていないのか。

本件は偶然の結果と理解してよいのか。

(答弁)

学校施設課としては、そのように認識している。

(要望)

随契としても多いということは、きちんと認識しておいてほしいと思う。改善されたい。

(質問)

2ページの時系列表であるが、令和元年10月10日に、「学校施設課長に松岡議員が国技館のような木造の神明造りにしたいとの要望」とあるが、市側の記録には、神明造りと出てこない。10月10日の記録はあるのか。

それと小野設計が、学校施設課や営繕課との打合せでの記録を出している。この打合せの中では「神明造り」という言葉は出てくる。

なぜ、市サイドの公式文書の中に、「神明造り」が出てこないのか説明されたい。

また、33ページの小野設計の記録の中に、「飾り幕、房関係は、別途工事」とある。これも含めて、予算は6,000万円であるのか。

また、先ほど他の委員から、不当要求であるとの指摘があったが、渡り廊下の件で、学校施設課長に、威圧的でなかったのかと聞いたが、ほかにもそのような議員がいるため、圧力は感じなかったとの答弁であった。相撲場のほうも、淡々と事務を進めている。先ほども指摘したが、公平性の観点から、いかがなものかと思う。

神明造りの金額のことはすごく気にしている。金額がオーバーすると、神明造りができないと言っているが、学校施設として疑念を持たれるような構造物を作ることに対して、学校施設課長をはじめ、誰も疑念を持っておらず、全く議論していない。教育委員会として、このようなことでよいのか。組織としての問題がないのか確認したい。

資料119ページになるが、政教分離の考えで言

えば、問題とならなかったのかという問いに対して、「問題ないと判断していたため特に議論を行っておらず、その記録もない。」とあるが、これでのいか。

(答弁)

10月10日の公的な記録については残っていない。自分のメモに少し書いていた。

「飾り幕、房関係は、別途工事」については、今回の工事に入っておらず、今後、教育委員会で、飾り幕及び房関係を設置する予定はない。

(答弁)

今回の相撲場建設については、議員からの要求あるいは副市長からの指示があったということであるが、事務局においても、予算執行の方法など適切に事務が行われていないと考えている。

具体的に言えば、白浜小学校は、相撲場があって、屋根は潰れていた。それを直したいという懸案事項であったが、実際、今回の神明造りにすることについては、学校の意向確認が抜けていた。

地元の要望あるいは議員の要望だけを、教育委員会は対応していた。

そのようなことも、適切ではなかったと考えている。

また、神明造りが、学校内施設としてのデザインとしてふさわしいのかどうかの検討も行っていない。

公平性や中立性などを重視しなければいけない教育委員会であるはずなのに、結局、議員の関与等をそのまま受入れているという指摘もあったが、その点は深く反省しなければいけないと思っている。

今後、二度とこのようなことがないように、出てくる要望について、不当要求であると考えれば、適切な様式での記録を残して、公平性・自立性を保っていけるようにしたいと考えている。

(質問)

他局でも問題になっているが、職員の要望等に係る全件記録が、教育委員会もできていないことが判明した。今回のことを踏まえて、やはり全件

記録化は徹底されたい。

また、地元から要望が出されているが、地元への確認を、なぜ直接行政が行わないのか。松岡議員を通じてのみの確認だ。そのことについての認識を聞きたい。

また、先ほどの教育長の答弁にもあったがPTA、学校の校長、教頭も、相撲場が復元されることは承知していたと思うが、このような神明造りでの相撲場ができることは、知らなかったと思う。

普通、学校現場で工事する場合、説明があるはずだ。今回だけが特別なのか、なぜ特別だったのかその辺りについて説明されたい。

それと、白浜小学校は、「相撲に対して歴史と伝統があり熱心な地域である。」とある。灘中学校区は、何年か前に整備していたと思う。なぜ、神明造りでなかったのか。同じ地域だ。結局、議員に言われるがままになっていたと思うが、その辺りについても説明されたい。

(答弁)

学校への説明であるが、松岡議員から要望があったときに学校に相談していない。

3月末のぎりぎりまで検討・調整し、3月25日に副市長判断が出たこともあり、学校に行けなかったということは事実であり、深く反省している。

実際には令和2年に、検討業務委託の中で設計に入り、その中で学校と設置場所等を調整しながら、実施設計を進めたので、その中で、このような相撲場を整備していくことを学校側に提示して、話している。

(質問)

聞いている質問に対する答弁ではない。方針決定するまでに、学校と協議を行ったのかという質問だ。答弁をすり替えてはいけない。

(答弁)

申し訳ない。説明はできていなかった。

地元の確認については、地元から要望があった際に、直接、地元を確認ができてなかったということについては指摘のとおりであり、反省している。

なお、灘中学校については、令和2年に屋内相撲場の整備を行っているが、松岡議員からの要望は全くない。

(質問)

付属施設整備事業費の執行状況表を見ると、予算を残すほうが正しいような説明があった。たまたま相撲場建設の令和2年度の執行率は84%であるが、私としては、本来100%近い執行を行うべきと思う。予算がなくて困っている教育委員会が、なぜこんなにも予算を残すのか。

また、今後の考えとして、相撲場を修繕する場合、神明造りはスタンダードとなるのか。また、その際は、付属施設整備事業費から予算を出すのか。

(答弁)

予算の科目立てという話になるが、小学校建設費という中で校舎の整備、屋内運動場、水泳プール等のほか、付属施設整備事業と維持整備事業費というふうになっている。維持整備事業は、本当に軽微な修繕等であり、その次の段階が付属施設整備事業費である。

一覧表を提供しているが、ほぼエアコンの不具合などに対応しており、この事項にふさわしい修繕内容については、ここから執行している。

そういう意味で、相撲場の整備事業費をここから支出するのがふさわしいのかという話になってくるが、相撲場の整備がそうないので、これだけで予算事項立てすることをおそらく避けたと思う。

そのため、この付属施設整備事業費の中で、執行することを考えて、予算を立てたと思う。

予算を残すことについては、結果的に要望や故障がないと残ってしまう。この残った金の使い方について、学校で予算の不足している部署に回してはどうかという提案であると思うが、流用ということになるため、そこはある程度、仕分けしているところである。

今後の相撲場の整備について、神明造りが基本となるのかということについては、絶対にないと断言する。

(質問)

2,000万円を6,000万円に引き上げたのも、最終段階で副市長のところに相談に行ったのか。それとも早い段階でそういう相談をしていたのか。

(答弁)

3月16日の段階で、黒川副市長に、白浜小学校の相撲場の要求についての状況を説明したのが最初である。

(質問)

なぜ、わざわざ副市長まで相談に行ったのか。最終的にその責任を教育委員会としては逃れたかったのか。財政課の首を縦に振らせるために、相談に行ったのか。

(答弁)

もともと、もらっている予算の枠内であれば、財政課からは、事業実施については、了承をもらっていた。今回、基本設計の中での概算事業費が8,000万円という数字が出て、我々が想定していた予算から言えば、かなり乖離していた。予算がなければ神明造りはできないので、最終的に財政のほうで判断してもらう中で、副市長に最終指示を受け、神明造りでの事業を決定した。

(意見)

教育委員会としては常識的な判断をしていたが、やむなく副市長のところへ相談に行ったということで、理解させてもらう。

(質問)

今後の予算について、工事請負費の中で枠があれば、教育委員会として任意で執行していいという理解でよいのか。

(答弁)

箇所づけでもらっている予算と、枠としてもらっている予算がある。箇所づけ予算については、基本的には予算要求及び査定額で執行する。

また、大幅増加になれば、その都度、財政局に相談する。枠についてはある程度、フリーハンドで教育委員会に執行権があるので、こちらの判断で予算執行させていただく。

(質問)

先ほどの説明では市長には相談していないという話であったが、それで間違いないのか。

(答弁)

そのように聞いている。

(質問)

これだけ大きな問題であり、黒川、高馬副市長にも報告されている。市長にも上げて当然ではないのか。実際のところはどうなのか。

(答弁)

繰り返しになるが、そのように聞いている。

(質問)

前回質問した「政教分離の考え方から言えば、問題にならなかったのか。」であるが、他の委員からも、これでよいのかという指摘があった。

問題がないというわけでないと思う。教育長から、今後、公平かつ自立性を確保していきたいと答弁があったが、この問題は、常識的に考えれば、おかしいという疑問が先立つものではないのか。その辺りの認識はどうか。

(答弁)

繰り返しになるが、憲法との関係では問題ない。ただし、指摘のとおり、そもそも学校現場でこのようなものが設置されることについて、法的な議論は置いておいて、必要性、デザイン及び安全性の問題を含めて、そこは教育委員会、職員が検討すべき問題であるという指摘はそのとおりであると思っている。

(質問)

次に工事費について、結果的に当初の2,000万円ぐらいから8,000万円まで膨れ上がって、結果的に6,200万円に落ち着いたというわけである。

つまり、2,000万円のできる工事が、6,200万円となり4,000万円増加している。この工事によって、本市の財政を毀損している。その認識はどうか。

(答弁)

指摘のとおり4,000万円ほど、当初よりたくさん市の税金を使っている。そのため、この相撲場については、現在、白紙ではあるが、市民の税金

で作ったものであるので、この特別委員会で、いろいろと議論していただき、その審査結果を受けて、できれば市民や子どもたちに有効活用できるような方法があればと思っている。

(質問)

有効活用の前に、現に4,000万円余り、本来、支出しなくてもよい金が出たわけである。それについてどう考えているのか。

(答弁)

議員からの要求や副市長からの指示も確かに受けたが、教育委員会として、これからの教育行政を進めていく上で、予算執行について襟を正して進めていかなくてはいけないと思っている。

(質問)

先のことはよい。4,000万円余りの金額について、市の財政を毀損している。その責めは感じられないのか。そこはどうなのか。

(答弁)

教育委員会として、議員が指摘されたような責任は、重大に受け止めなければいけないと考えている。

(質問)

122ページの維持管理についてであるが、これは誰が月に一度散水するのか。業者か。

(答弁)

学校にも土俵の取扱いのマニュアルを渡している。学校のほうでお願いしたいと考えている。

(質問)

経費はかからないのか。

(答弁)

通常の使用をしていけば、普通メンテナンスは不要であるが、長期で使用しない場合は、そのままでは乾燥が進んでしまうため、月に一度は霧状で散水して、乾燥を防ぐことが必要だ。土俵の取扱いとして、業者からそのように聞いている。

学校には負担となるが、お願いをしたいと考えている。経費については、学校の先生の手間を取らせることになるし、水道代も幾らかかかる。

(質問)

この相撲場は、年に1、2回しか使用しないという説明であったと記憶しているが、間違いないか。

(答弁)

年に一度だけである。

(質問)

年に1回しか使用しないのに、このような高価な相撲場をこれからも維持していく予定であるのか。移築は考えられないのか。

(答弁)

今後の取扱いについては、現在白紙である。本委員会での審査結果を踏まえて、今後の対応について考えていきたい。

(質問)

一番の被害者は白浜小学校の児童である。17ページに建築指導課の主事の見解として、「小学校等が使用する建物ゆえ、事故等を考慮しても、ちゃんと安全が確認された建物が望ましいように思う。」とある。124ページでも基本は安全面であるがどう考えるのかと質問がある。これからどう扱っていくか本当に懸念しているが、どういうふうに考えているのか。

(答弁)

安全面が確保されていないという指摘かと思うが、使用に当たっては、指導者の指導の下、安全に配慮して、活用していきたいという考えで整備した。その思いは今も変わっていない。

(質問)

建築のプロが見ると、あんな柱があれば危ないということは誰でも分かる。できてしまったものに今さら言っても仕方がないが、本当はその意見を汲んで、開場してほしかったと思う。移築すると意見もあったが、使おうにも使えないのか分からない。

それと121ページに、高馬副市長と相談する中で、財政課と協議を行い、対応したとある。この備忘録や議事録はないのか。

(答弁)

庁内の会議であるので、記録としては残っていない。

(委員長)

都市局として、安全性に課題はあると認識しているのか。

(答弁)

安全性について、課題はあると認識している。ただし、もともとあったものと同じ大きさということであったので、このような形での設計という形になっていると理解している。

(質問)

令和3年度の事業費予算は幾らか。114ページ、115ページの一覧は学校からの要望だと思うが、令和3年度についても、同レベルの要望であったのか。

(答弁)

今後出てくると思う。これは、いわゆる枠予算で対応している部分である。

(質問)

令和2年度の予算は2億300万円余りであるが、通常、前年度決算を踏まえて翌年度予算を考えるとと思う。

平成30年度から、少しずつ予算額は増えているが、令和2年度に大幅に増えている。

6,000万円、8,000万円という既に議論がなされている段階で、予算に落とし込もうとして、2億300万円の予算要求をしたと推測するが、その認識でよいか。

(答弁)

我々は予算要求を行った立場であるので、財政局に聞かないと分かりかねる。この付属施設整備事業費は、基本的には空調の整備・修理等々行うもので、今回、相撲場の整備を要求していたので、その要求額を上乗せしてくれたという認識はしている。

(質問)

上乗せ額として2,700万円ぐらいあれば、平成30年度から上げ幅が大きかったため問題はなかったということか。結果的にそうなっているだけか。

予算額の考え方自体は、先ほど説明してもらったが、相撲場との兼ね合いが気になる。

例えば、令和3年度予算が、平成30年度並みぐらいに下がっているのであれば、そこを見越した予算だったと分かる。令和元年の時点で、もうすでに組み込まれたということが見て取れるがどうか。

(答弁)

令和3年度の予算額であるが、2億907万3,000円である。

(要望)

想定外であった。そうであれば、執行率は、どれぐらいが適正なのかという議論もあったが、そういうところも踏まえて考えてほしいと思う。

(質問)

教育委員会としては、8,000万円かかるから、ちょっとできないというような話をされたが、予算のことは副市長と相談すると返されて、次の日には話ができた、この文面から読める。今記録はないとの話であったが、財政課の対応はどうであったのか。話は通っているからやるという対応であったのか。

(答弁)

財政課とは、枠内で対応できるのかという協議を4月5日に行っている。一応対応できるという判断の下に、4月8日に執行伺いを行い、事業を進めた。

(質問)

いろいろと流れを見てみると、先ほど渡り廊下のときも、子どもたちのことを思って、いろいろやってみて結果としてはうまくいった。

相撲場については、教育委員会としては、困難であるとのことであったが、形としては要求を聞いている。

最終的な予算づけについては、副市長からの指示があったが、教育委員会としては、本当はやりたくなかったのか。それとも、渡りに船であったのか。

(答弁)

文教・子育て委員会でも質問された。思いとしては、止めてほしかったのか、それとも副市長に

判断を投げた形であったのか、当時の次長は、半々であったと答弁している。

判断を副市長に投げたのであれば、その後、方針を議会に説明することも必要であった。止めてほしかったのであれば、その対応も必要であったと思う。

(質問)

教育委員会は独立していると思うし、議員からの要望もたくさんあるが、教育委員会としての矜持があって、守るべきところは守らないといけない。

こういうところは、教育委員会として信念は持ってほしい。今回、このようなことがあり、委員から質問が相次いでいるが、なぜ、このように事業が進んでしまったのか、その裏側を知りたい。自分たちの身を切るようなことがあっても、我々と同じ方向を向いて、問題を洗い出して直してもらいたいと思う。

(答弁)

このたびのことで、本当にいろいろなご意見をいただいた。市民や議会、教育委員会に対する信頼が揺らいでいると思う。

今後は、とにかく信頼を取り戻していけるように、本委員会での議論等をしっかり踏まえて、適正に対応して、信頼回復できるように取り組んでいきたいと考えている。

(質問)

小学校の5、6年生ぐらいになると、今問題になっていることを認識すると思う。子どもたちが本件について、どういうふうに感じているのか、ケアが必要であると思うが問題が発覚してから子どもたちの状況のヒアリングを行っているのか。

(答弁)

白浜小学校の子どもたちが、ニュース報道等で知って、心の傷を負っていないのかという質問であるが、現在のところ、学校や保護者からそのような苦情等が、学校へ寄せられているというような情報は聞いていない。

(質問)

教育委員会として、確認は行っていないのか。

(答弁)

本特別委員会で審査中ということもあり、積極的に学校のほうへ問合せはしていない。

(要望)

きっと、子どもたちも何か思っていると思う。子どもたちのことを一番に考えてほしい。

今後、対応されたい。

(質問)

土俵の管理であるが、結局、ひび割れは何のために直すのか。

(答弁)

乾燥すると、クラックが生じて大きくなっていく。そこで引っかけたりするおそれもある。長期的に使用しない場合、何らかの手当ての必要性が生じてくると思う。

(質問)

基本的に乾燥を防ぐのであれば、花壇に水やりを行う頻度で散水しないといけない。ひび割れは直さないと収まらないので、それを学校の先生に押しつけるのは、ちょっと考え直していただきたい。

せつかくできたものであるので、早く使ってほしいという思いはあるが、その辺りはもう一度、検討してほしい。

年に1回しか使わないというが、最近では2時間も使用していないと聞く。先生に負担をかけるのは大変である。上に砂をかける、それで十分対応できるが、毎日使用するのであれば、毎日散水する必要がある。また、シートをしているが、梅雨時期は、青カビが生えて悪臭がする。また、柱が木材であり、ラーメン構造というのは屋根だけであって、柱は経年劣化していく中で安全面は確保できるのかどうか。

鉄砲柱は、灘中学校であれば、銅板を巻いてもらっている。これがあれば水が当たっても保護できる。

全体的に考えると使用できるようにしてあげたいし、そういうところをもう一度検討してほしい。

専門家、連盟の方もいるので、その中で一度話をされたほうがよい。

また、絶対に子どもだけで使用させないようにされたい。保護者や学校の先生がいるときに使用するようにしないと、柱も真つすぐに立っているので、直接当たると、全身が当たって、大きな事故が生じるおそれもある。

多く使ってほしいし、相撲人口も減っている。事故だけはないようにしてほしい。

(答弁)

学校のほうでは管理が行き届かないのではないかと、また、専門家やスポーツ関係者の意見を踏まえて対応を考えるべきではないかということであったと思う。それについては検討していきたい。

また、使用が認められた場合、子どもたちだけで使用しないよう、指導者が管理監督していきたいと考えている。

(要望)

逆に授業等で、できるだけ多く使えるようにしてほしい。

(委員長)

他の小学校でも、そのような指示を出しているのか。ここだけ特別であるのか。委員から積極的な活用という要望もあったが、本委員会としては、意見集約はしていないので、留意させていただく。

質問終了 **16時45分**

教育委員会、都市局終了 **16時45分**

協議 **16時45分**

(委員長)

次回の本委員会は、6月18日及び21日に開催したいがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、開催については、そのように進めたい。

閉会 **16時46分**